## 個人情報保護に係る金融機関に対する行政処分の発動事例

- O A銀行(平成22年5月27日)
  - ① 保有する顧客情報について、顧客からの同意を得ずに第三者に提供。
  - ② 業務改善命令(銀行法)
- O B 生命 (平成 22 年 2 月 24 日)
  - ① 当社の業務委託先の従業員がホストコンピュータにアクセスし、顧客情報を社外に持ち出し、漏えい。
  - ② 業務改善命令(保険業法)、勧告(個人情報保護法)
- O C証券(平成21年6月25日)
  - ① 職員がコンパクトディスクに保存された顧客情報を売却。
  - ② 業務改善命令(金融商品取引法)、勧告(個人情報保護法)
- O D銀行(平成18年4月25日)
  - ① 支店課長職の者が顧客情報を不正に持ち出し、漏えい。
  - ② 業務改善命令(銀行法)、勧告(個人情報保護法)
- O E銀行(平成17年5月20日)
  - ① 顧客情報が記録されたCD-ROM3枚を紛失。
  - ② 業務改善命令(銀行法)、勧告(個人情報保護法)
- O F銀行(平成16年6月11日)
  - ① 顧客情報を記録するバックアップ・データが、データ処理等の業務を外 部委託するデータ・センターの搬送途上で紛失。
  - ② 業務改善命令(銀行法)
- O G銀行(平成16年5月20日)
  - ① 行員の転籍に伴う顧客情報の電子記憶媒体等によるグループ他社への持出し、顧客に対する与信情報等の不適切な管理。
  - ② 業務改善命令(銀行法)